

○桐生市地域避難施設登録要綱

(令和4年8月1日施行)

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の7第1項の規定により市長が指定する指定避難所(以下「指定避難所」という。)とは別に、地域住民が自主的に開設し、運営する避難施設を地域避難施設として登録し、市が避難状況を把握して災害対策に反映させることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域避難施設」とは、台風、豪雨等により災害の発生のおそれがある場合又は地震等の災害が発生した場合に、指定避難所とは別に、地域の安全を確保するため、地域住民が自主的に開設し、運営する避難施設として、第5条の規定により登録を受けたものをいう。

(対象とする施設)

第3条 地域避難施設とすることができる施設は、地域の集会所等の施設(以下「集会施設等」という。)であつて、当該施設を利用しようとする住民が想定される災害から身を守ることができる立地、構造等を有すると思料される施設であるものとする。

(地域避難施設を設置することができるもの)

第4条 地域避難施設を設置することができるものは、自治会、町内会、自主防災会その他これらに準じるものとして、市長が認めるもの(以下「自治会等」という。)とする。

(登録の届出等)

第5条 地域避難施設を設置しようとする自治会等は、その代表者が地域避難施設登録届出書(様式第1号)により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る集会施設等を地域避難施設として登録するものとする。ただし、第3条に規定する施設に該当しない場合は、この限りでない。

3 市長は、前項の規定による登録に当たっては、地域避難施設の開設に関する条件を付することができる。

4 市長は、第2項の規定により地域避難施設の登録をしたときは、地域避難施設登録通知書(様式第2号)により、当該地域避難施設に係る届出を行った自治会等(以下「設置者」という。)に通知するものとする。

(開設・運営及び費用負担等)

第6条 地域避難施設は、設置者が自主的に開設し、運営することとし、市は職員の派遣を行わないものとする。

2 地域避難施設の開設及び運営に係る経費は、設置者の負担とする。

3 市は、大規模災害発生等により地域避難施設が開設され、住民の避難が長期化した場合において、設置者から要請があったときは、当該地域避難施設の避難者に対し、必要に応じて救援物資を供与することができる。

(市長への報告)

第7条 設置者は、地域避難施設を開設したときは、その開設時刻、避難者数等を市長に報告するものとする。

2 設置者は、地域避難施設を閉鎖したときは、その閉鎖時刻等を市長に報告するものとする。

(指定避難所との関係)

第8条 設置者は、指定避難所が開設されている場合においても、地域避難施設を開設し、運営することができる。

(登録内容の変更)

第9条 設置者は、登録内容に変更があったときは、その旨を地域避難施設登録内容変更届出書(様式第3号)により市長に届け出るものとする。

(廃止の届出)

第10条 設置者は、地域避難施設を廃止したときは、その旨を地域避難施設廃止届出書(様式第4号)により市長に届け出るものとする。

(登録の取消し)

第11条 市長は、地域避難施設周辺の環境の変化、土砂災害警戒区域の指定その他事情の変化等により、第3条に規定する施設に該当しなくなったと認める場合は、当該地域避難施設の登録を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、地域避難施設登録取消通知書(様式第5号)により設置者に通知するものとする。

(研修、訓練等)

第12条 設置者は、地域避難施設を利用すると想定される地域住民に対して、研修、訓練等を実施し、地域避難施設の利用に関する理解を深めるよう努めるものとする。

(地域避難施設の公表)

第13条 市は、登録された地域避難施設の公表は行わない。ただし、登録、開設及び閉鎖についての問い合わせには対応するものとする。

(事故等の損害賠償等)

第14条 地域避難施設の開設及び運営に伴い、事故等により損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

地域避難施設登録届出書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

地域避難施設登録通知書

[別紙参照]

様式第3号(第9条関係)

地域避難施設登録内容変更届出書

[別紙参照]

様式第4号(第10条関係)

地域避難施設廃止届出書

[別紙参照]

様式第5号(第11条関係)

地域避難施設登録取消通知書

[別紙参照]